

標 題：

ホンコン籍船舶に備えるイマーショーン・スーツ
及び保温具について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 157

Date: 平成7年1月30日

関係船主、造船所 各位

ホンコン籍船舶に備えるイマーショーン・スーツ及び保温具についてのテクニカル・インフォメーション No. 151 (平成6年10月28日) に関し、イマーショーン・スーツの要求数 (同テクニカル・インフォメーション第1-1 及び 1-2項) は、SOLASで要求されている数に加え、さらに備えるべき数を示したのではなく、ホンコン政府による同条約の関係条文の解釈を示したものです。ホンコン籍船舶に備えるイマーショーン・スーツ及び保温具の数は、現行のSOLASに定められている数と同一ですので、ここに改めて、お知らせ致します。

ホンコン政府は、標記の件に関し、上記の条文解釈に加え、同政府の要件を定めております。同政府の要件を、テクニカル・インフォメーション No. 151 に示されている同政府の要件 (同テクニカル・インフォメーション第2項) とともに以下に示します。これにより、テクニカル・インフォメーション No. 151 は廃棄致します。

記

1. イマーショーン・スーツが搭載される船舶が次の海域を航行する場合には、当該イマーショーン・スーツは断熱性能を有すものであること。
 - 北緯65度以北の大西洋、
 - 北緯55度以北の太平洋、
 - 南緯50度以南、及び
 - 12月1日以降4月30日迄の期間の東経10度以东のカテガット海峡及びバルト海
2. 北緯20度と南緯20度の間の海域を何時も航行する船舶には、イマーショーン・スーツ及び保温具を搭載する必要はない。
3. イマーショーン・スーツ及び保温具は、生存艇での使用を考慮し、容易に近寄ることのできる場所に備えること。また、保温具は、容易に移動できるバッグに保管すること。

以 上